平成２６年（フ）第３７号
北海道旭川市台場２条２丁目４番１号
債務者　杉野　　操
1　決定年月日時　平成26年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田めぐみ
4　破産債権の届出期間　平成26年３月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月21日午後２時50分
6　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６号
兵庫県南あわじ市松帆古津路363番地３
債務者　倉本　和子
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河端　　亨
4　破産債権の届出期間　平成26年４月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月12日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第３０号
兵庫県姫路市広畑区東新町１丁目20―２津田ビル401号、住民票上の住所兵庫県高砂市中筋４丁目７番30―203号エスタービレＡ
債務者　大道　雅代
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷林　一憲
4　破産債権の届出期間　平成26年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月15日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１号
福岡県筑後市大字熊野1819番地７
債務者　津留　英二
1　決定年月日時　平成26年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牛島　加代
4　破産債権の届出期間　平成26年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月22日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第３号
岩手県二戸市金田一字沖52番地４
債務者　柴田　直樹
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上山　信一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月15日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２６年（フ）第２８８号
大阪市鶴見区放出東２丁目５番４―101号
債務者　船屋　和男
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙野　史恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０３号
大阪府東大阪市本町２番４号　藤田方
債務者　山下　浩子（旧姓住山）
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡村　勇人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１５号
大阪市淀川区木川西１丁目13番15―305号
債務者　河井　拓之（旧姓島）
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八十　祐治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２２号
大阪府大東市灰塚４丁目19番20号　レオパレスＣＯＭＦＯＲＴ205号
債務者　一瀬　良夫
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有田　沙織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月24日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４０号
大阪市都島区友渕町３丁目１番１―810号、前住所大阪市都島区友渕町１丁目５番６―908号
債務者　佐藤　孝三
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　俊文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４５号
大阪市東住吉区桑津３丁目14番23―705号
債務者　鈴木三喜男
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　香川　朋子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４７号
大阪市東淀川区小松４丁目６番14―502号
債務者　車田　季之
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　重人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８４号
大阪市北区菅原町10番12―904号
債務者　堀川　昌裕
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥山　隆輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月24日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５０２号
福岡市南区三宅１丁目７番９号
債務者　貞包　浩寿
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古賀　正訓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月12日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９８０号
福岡市中央区草香江２丁目12番24―503号
債務者　樋口　俊史
1　決定年月日時　平成26年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早田　明文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２５年（フ）第１０３２号
広島市西区井口台２丁目12番26―502号
債務者　進藤　圭祐
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部